



議案第十七号

国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する

条例について

次のとおり国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十八年三月十一日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五拾八年参月廿参日 原案可決

三朝町議会議長 名越典由

三朝町条例第 号

国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例の一部を

改正する条例

国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例（昭和三十八年三朝町条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「三千九百円」を「四千八百円」に、同条第三号中「七百円」を「八百円」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十八年四月一日から施行する。